

平成30年3月16日招集

平成30年第3回登米市教育委員会
3月定例会議議案

登米市教育委員会

平成30年第3回登米市教育委員会

3月定例会議議事日程

日 時 平成30年3月16日(金)

午後1時30分

場 所 中田庁舎2階 201会議室

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言 (開会 午後 時 分)
- 3 前回までの教育委員会会議録の承認
- 4 教育委員会会議録署名委員の指名

- 5 教育長報告
 - 日程第1(報告第4号) 一般事務報告について
 - 日程第2(報告第5号) 平成29年度「登米市の教育 通信簿」に係る平成30年2月1日基準日の取りまとめ結果について
 - 日程第3(報告第6号) 県費負担教職員の人事評価について

- 6 議 事
 - 日程第4(議案第8号) 平成30年度登米市育英資金奨学生の決定について
 - 日程第5(議案第9号) 平成30年度上杉奨学金奨学生の決定について
 - 日程第6(議案第10号) 登米市立幼稚園規則の一部を改正する規則について
 - 日程第7(議案第11号) 教育財産の用途廃止について
 - 日程第8(議案第12号) 県費負担教職員の任免等の内申について

- 7 次回教育委員会定例会議開催日時
平成30年4月 日() (午 時 分)

- 8 閉会宣言 (閉会 午後 時 分)

- 9 その他
 - (1) 平成30年登米市議会2月定期議会の概要について
 - (2) 1月・2月の生徒指導状況について
 - (3) 登米市市立幼稚園・保育所再編方針の一部改正について
 - (4) 平成29年度離任式及び平成30年度服務宣誓式について
 - (5) 平成30年度入学式・入園式について
 - (6) その他

- 10 散 会 (散会 午後 時 分)

報告第4号

教育長の一般事務報告について

登米市教育委員会会議規則（平成17年教育委員会規則第3号）第23条の規定により、定例会議に報告すべき一般事務報告を別紙のとおり報告する。

平成30年3月16日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信男

報告第5号

平成29年度「登米市の教育 通信簿」に係る平成30年2月1日基準日の
取りまとめ結果について

平成29年度「登米市の教育 通信簿」について、平成30年2月1日基準日におけ
る結果を取りまとめたので、別紙のとおり報告する。

平成30年3月16日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信男

報告第6号

県費負担教職員の人事評価について

県費負担教職員の人事評価について、別紙のとおり報告する。

平成30年3月16日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信男

議案第8号

平成30年度登米市育英資金奨学生の決定について

このことについて、登米市育英資金貸付基金及び登米市浅野兄妹奨学資金貸付基金管理運営規則（平成17年登米市教育委員会規則第53号）第12条の規定により、別紙のとおり決定するものとする。

平成30年3月16日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信 男

議案第9号

平成30年度上杉奨学金奨学生の決定について

このことについて、上杉奨学金貸付基金管理運営規則（平成17年登米市教育委員会規則第54号）第12条の規定により、別紙のとおり決定するものとする。

平成30年3月16日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信 男

議案第10号

登米市立幼稚園規則の一部を改正する規則について

登米市立幼稚園規則（平成17年登米市教育委員会規則第21号）の一部を下記のとおり改正するものとする。

平成30年3月16日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信 男

記

登米市立幼稚園規則（平成17年登米市教育委員会規則第21号）の一部を下記のとおり改正する。

第2条の表中

「

定員	名称	位置
105	佐沼幼稚園	登米市迫町佐沼字中江三丁目3番地1

を

」

「

定員	名称	位置
----	----	----

に改め、

」

同表35の項を削り、同表中

「

140	南方幼稚園	登米市南方町山成95番地6
140	西郷幼稚園	登米市南方町尼池9番地

を

」

「

140	南方幼稚園	登米市南方町山成95番地6
-----	-------	---------------

に改める。

」

第7条の見出しを「（委任）」に改める。

様式第1号中「上の者貴園に入園させたくお願いいたします」を「上記の幼児を入園させたいので、規定により入園願を提出します」に改め、「入園御許可のうえは規則を固く守ります。」を削り、「登米市立 幼稚園長 様」を「（あて先）登米市立幼稚園長」に改める。

様式第2号を次のように改める。
様式第2号(第4条関係)

退 園 届		
		年 月 日
幼児氏名		
保護者氏名		印
(あて先) 登米市立 幼稚園長		
のため退園いたします。		

※保護者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

教育財産の用途廃止について

このことについて、登米市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年登米市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 1 0 号の規定により、下記のとおり教育財産の用途を廃止することについて議決を求める。

平成 3 0 年 3 月 1 6 日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信 男

1 用途を廃止する理由

平成 3 0 年 3 月 3 1 日付けで廃園となる佐沼幼稚園、米谷幼稚園及び西郷幼稚園の土地及び建物について、教育財産の用途を廃止するものである。

2 用途を廃止する教育財産の概要

園名	種別	面積	所在地	
佐沼幼稚園	土地	2, 0 0 0. 0 0 m ²	登米市迫町佐沼字中江三丁目 3 番地 1	
	建物	園舎		5 5 1. 0 0 m ²
		預かり保育棟		1 1 5. 0 0 m ²
米谷幼稚園	建物	園舎	1 5 9. 0 0 m ²	登米市東和町米谷字石橋 2 6 番地 1
西郷幼稚園	土地	2, 2 0 8. 0 0 m ²	登米市南方町尼池 9 番地	
		6 4 9. 0 0 m ²	登米市南方町狼掛 7 2 番地 3	
	建物	園舎	5 7 1. 0 0 m ²	登米市南方町尼池 9 番地

3 用途を廃止する予定日

- ・平成 3 0 年 4 月 1 日

議案第 1 2 号

県費負担教職員の任免等の内申について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 3 8 条第 1 項及び登米市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年登米市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、別紙のとおり内申する。

平成 3 0 年 3 月 1 6 日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信 男